

農業委員会制度・組織改革に関する要請書

地域にとって公共的な財産とも言える農地について、その適正な利用及び管理を行いつつ、今日的な政策課題に応えるためには、市町村農政担当部局のみならず、農業者が主体となった農業委員会の役割が重要である。

しかしながら、規制改革会議の答申を踏まえ、政府は6月に農業委員会、農協改革等を盛り込んだ「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂、「規制改革実施計画」等を決定した。

特に農業委員会については、意見の公表等の法令業務からの削除、議会・団体推薦の廃止、都道府県農業会議等の見直しなどが盛り込まれたが、この改革が、農村現場に不安と混乱をもたらさないよう、下記のとおり強く要請する。

記

1 農業委員等の選任

農業委員の選任にあたっては、地域の農業・農地に精通した農協等農業団体の代表を選任することができるよう法律に明記すること。

また、「農地利用最適化推進委員（仮称）」については、地域の実情に応じて弾力的に設置することができる旨、規定すること。

2 意見の公表等の法定化

「意見の公表、行政庁への建議、諮問答申」は、法による農業者の一般的利益を代表する制度規定であり、これを法制上削除することは、農業者の代表機能や農政推進上から大きな問題であるので、これを堅持すること。

3 都道府県農業会議の認可法人としての位置づけ

農業会議は、農業委員会に対する助言と農地転用許可処分のチェック機能を果たしていることから、法律上これが可能となるよう、引き続き、法に基づく都道府県知事の認可法人として位置付けること。

4 交付金等の確保

農業委員会・都道府県農業会議等が法に規定する事務を行うにあたっては、原則として、全額、国による義務的経費の対象とすること。

5 農業生産法人要件

異次元の金融緩和政策などで、農地の投機目的取得等の懸念が高まっていることから、更なる農業生産法人要件の緩和は行わないこと。

6 組織・制度改革等の検証

農協、農業委員会等改革によって、農業者の所得がどの程度向上したかや、農業・農村がどの程度活性化したかについて毎年、検証・公表し、必要に応じて政策の方向を修正すること。

平成 27 年 1 月 9 日

能勢町農業委員会

会長 濱 善男

豊能町農業委員会

会長 上西 武司

池田市農業委員会

会長 十川 壽一

茨木市農業委員会

会長 大上 眞明

箕面市農業委員会

会長 東山 磯治

衆議院議員

原 田 憲 治 様